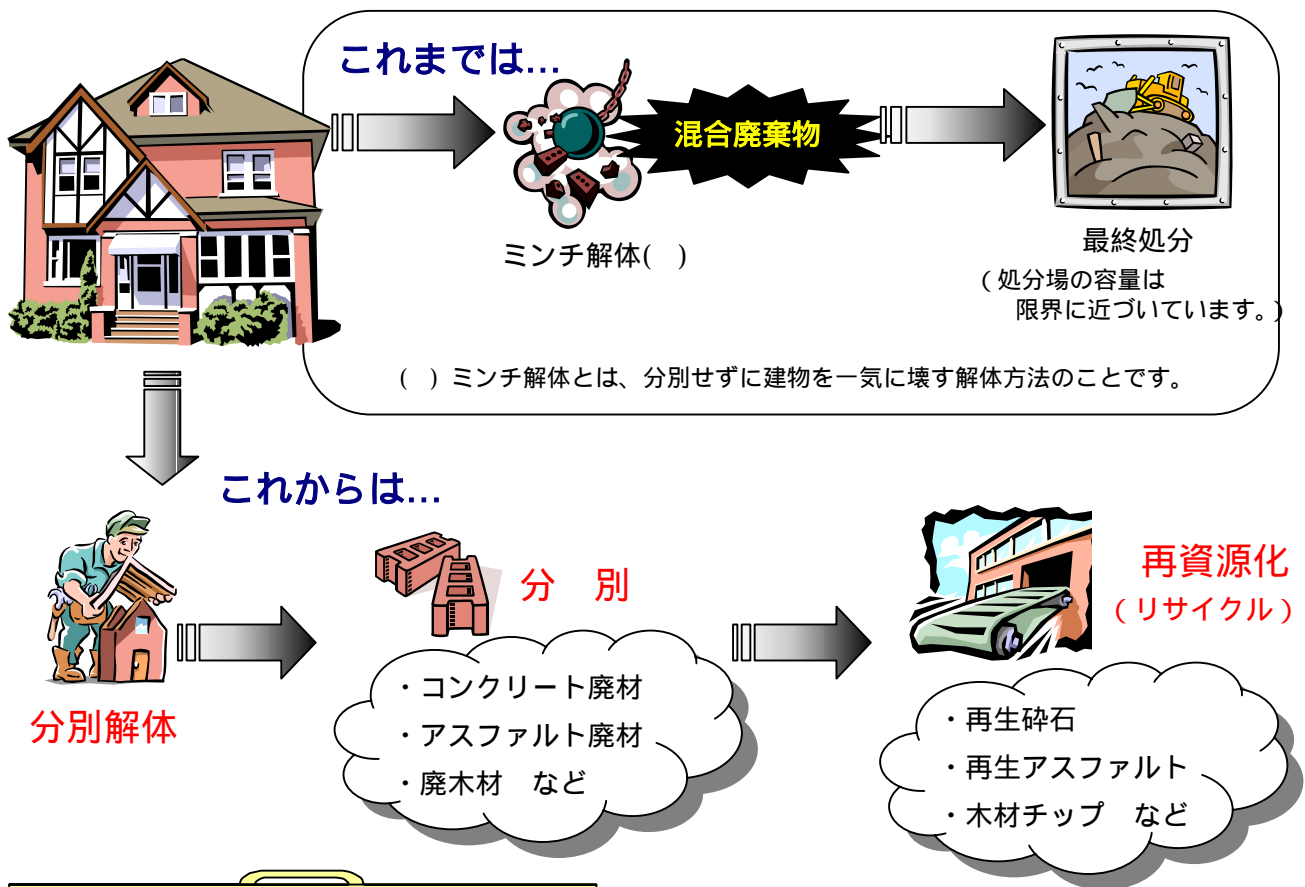


建設リサイクル法の紹介

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

平成14年5月30日から、建設工事の実施にあたって『分別』と『再資源化』が義務付けられました。

これからの建物解体はこうなります。



1 対象建設工事

工事の種類	規模の基準
(1) 建築物の解体	延べ面積 80 m ² 以上
(2) 建築物の新築・増築	延べ面積 500 m ² 以上
(3) 建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	工事費 1億円以上
(4) その他の工作物に関する工事(土木工事等)	契約金額 500万円以上

江戸川区

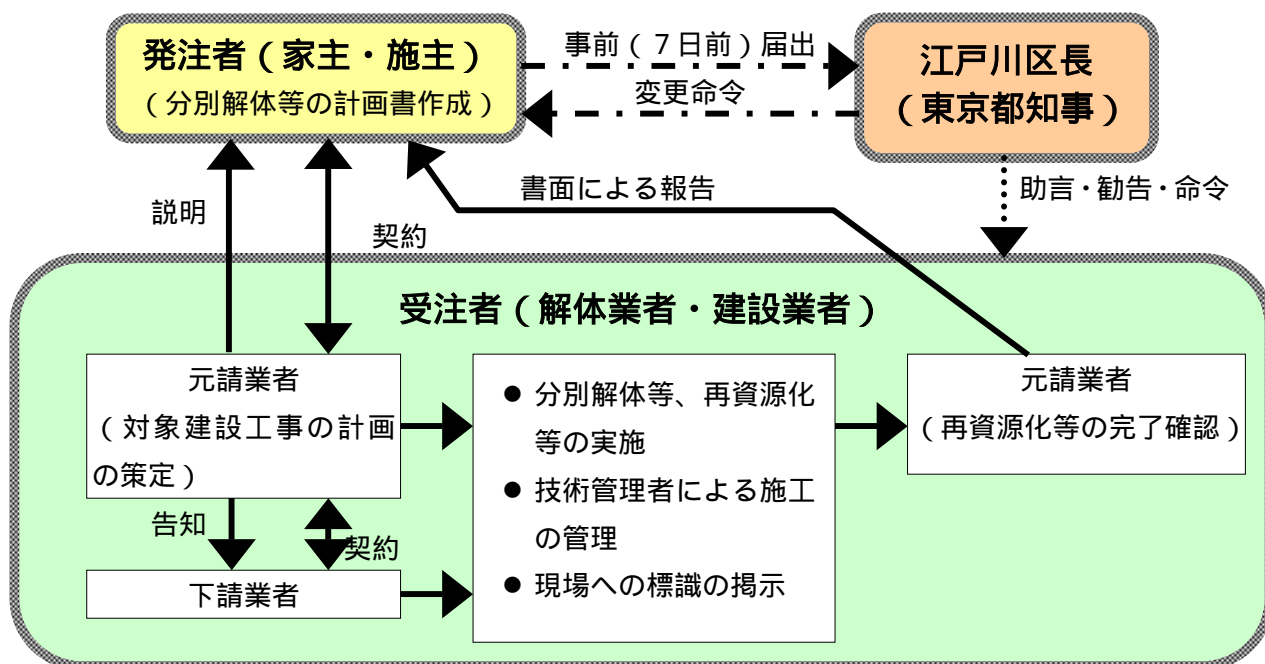
2 分別解体等が必要な資材

- (1) コンクリート廃材
- (2) コンクリート及び鉄からなる建設廃材（プレキャスト鉄筋コンクリートなど）
- (3) アスファルト廃材
- (4) アスファルト・コンクリート廃材
- (5) 木材

3 再資源化する資材

- (1) 再生コンクリート砕石
- (2) 再生アスファルト
- (3) 木材チップ（工事現場から 50km 以内に施設がない場合に限り、申請書に記載した適正な施設で焼却減量処分することができます。）

4 分別解体等・再資源化の発注から実施への流れ



発注者・受注者間の契約書面には、分別解体の方法、解体工事に要する費用、再資源化に要する費用等を明記してください。

(1) 発注者（家主・施主）の役割

- 江戸川区長（東京都知事）への工事の届出（義務）
発注者は、建築物等の構造、工事着手時期、分別解体の計画等について、工事着手の7日前までに担当窓口への届出が必要です。（適正な業者に委任することができます。）
- 受注者との契約
適正なコスト等を明記して受注者と契約してください。また、再資源化等の完了後には受注者から書面による報告を受けてください。（内容に疑問があるときは、江戸川区の担当窓口にご相談ください）

(2) 受注者（解体業者・建設業者）の役割

- 発注者への説明（義務）
対象建設工事の元請業者は、発注者に対し、分別解体の計画等について書面を交付して説明してください。
- 発注者との契約
- 元請業者から下請業者への告知
元請業者は、下請業者に対して江戸川区長への届出事項を告知してください。
- 標識の掲示（義務）
解体工事の施工者（元請、下請とも）は、解体工事現場ごとに、公衆の見やすい場所に法定の標識を掲示してください。
- 元請業者から発注者への報告（義務）
元請業者は、再資源化が完了したときは、その旨を発注者に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成、保存してください。

5 届出に必要な書類



(1) 届出書（変更の場合は、変更届出書）	提出部数は、(1)～(3)それぞれ 正本 1部、副本 1部 です。（ 副本は製本の写しでも可 。副本は審査終了後に返却します。）
(2) 分別解体等の計画等（工事種別ごとに様式が違います。） <ul style="list-style-type: none">● 建築物に係る解体工事● 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）● 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）	
(3) 添付書類（次のものを添付してください。） <ul style="list-style-type: none">● 案内図（A4版で現場を朱色表示したもの）● 図面又は写真（写真の場合はA4版の紙に貼付たもの）● 工程表● 委任状（代理人に手続きを委任する場合）	

届出に必要な様式は、江戸川区まちづくり HP（巻末参照）からもダウンロードできます。

届出書、分別解体等の計画等、添付書類の順でとじて提出してください。

6 分別解体工事等の手順

(1) 発注者と受注者との打ち合わせ・契約

(2) 対象建築物等に関する調査

- 建築物等、その周辺状況、作業場所、搬出経路、生活残存物の有無等を調査します。

(3) 分別解体等の計画の策定（次の事項を内容とする計画を策定します。）

- 対象建築物等に用いられた特定建設資材の場所、量の見込み
- 工事の作業手順及び作業手順ごとの方法
- 作業手順ごとに発生する特定建設資材廃棄物（下表参照）の種類
- 特定建設資材廃棄物が発生する工程を明記した工程表
- その他、工事の実施にあたり必要な事項



(4) 江戸川区（東京都知事）への届出（工事着手の7日前まで）

(5) 工事着手前に講じる措置の実施

- 騒音・振動防止のための措置、作業場所・搬出経路の確保、生活残存物等、とくに家電リサイクル法の対象物について、発注者が適正に搬出してあるか確認します。

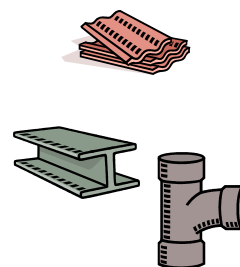
(6) 工事の実施

- (3) の計画に基づいて解体工事を実施します。工事は、技術上、安全管理上等の条件を踏まえ、必要に応じて手作業又は機械作業との併用で行います。

(7) 再資源化の実施及び発注者への報告

新築工事（解体を伴わないものを含む）の場合も、上記の手順と同様に行います。

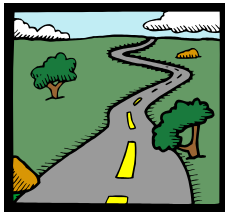
特定建設資材	特定建設資材廃棄物
コンクリート	コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの）
コンクリート及び鉄からなる建設資材	コンクリート塊
木材	建設発生木材（木材が廃棄物となったもの）
アスファルト・コンクリート	アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの）



7 標準的な作業手順

(1) 建築物の解体の場合

建築設備・内装材等の取り外し
 屋根ふき材の取り外し
 外装材・上部構造部分（構造耐力上主要な部分のうち、基礎・基礎ぐいを除いた部分）の取り壊し
 基礎及び外構の取り壊し



(2) 土木構造物の解体の場合

土木構造物の付属物の取り外し
 土木構造物本体の取り壊し
 基礎の取り壊し

8 解体工事業の登録

建築物等の解体工事の実施には、建設業（土木工事業、建築工事業、とび、土工事業）許可解体工事業の登録が必要です。

(1) 工事を行う都道府県ごとに登録してください。

(2) 登録に際しては、次の要件を満たしている必要があります。

- 不適合要件に該当していないこと。（2年以内に登録を取り消されている場合等は不適合となります。）
- 下記の実務経験（表1）又は資格（表2）を有する技術管理者を選任していること。

表1 実務経験

学 歴	実務経験年数	解体工事業登録		(参考) 建設業許可
		(注2) 国土交通大臣指 定講習会受講者		
一定の学科(注1)を履修した大学、高専卒業者	2年	1年	3年	
一定の学科を履修した高校卒業者	4年	3年	5年	
上記以外	8年	7年	10年	

(注1) 一定の学科とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科のことです。

表2 資 格

資格・試験名	種 別
建設業法による技術検定	一級建設機械施工
	二級建設機械施工（「第一種」、「第二種」）
	一級土木施工管理
	二級土木施工管理（「土木」）
	一級建築施工管理
技術士法第二次試験	二級建築施工管理（「建築」、「躯体」）
	技術士（「建設部門」）
建築士法による建築士	一級建築士
	二級建築士
職業能力開発促進法による技能検定	一級とび・とび工
	二級とび + 解体工事経験1年
	二級とび工 + 解体工事経験1年
国土交通大臣が指定する試験	解体工事施工技士試験合格者(注3)

(注2) 国土交通大臣指定の講習会とは、(社)全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習のことです。

(注3) 国土交通大臣が指定する試験とは、(社)全国解体工事業団体連合会が実施する試験のことです。

9 罰則一覧

章・節	条 項	内容	罰則	罰則条項
第3章 分別解体等の実施	10	1 対象建設工事の届出	20万	51条1号
		2 対象建設工事の変更の届出		
		3 対象建設工事の届出等に係る変更命令	30万	50条1号
第4章 再資源化等の実施	15	分別解体等義務の実施命令	50万	49条
	18	1 発注者への報告の記録	10万	51条1号
第5章 解体工事業	21	1 登録	懲役1年・50万	48条1号
		2 登録更新	懲役1年・50万	
	25	1 変更の届出	30万	50条3号
	27	1 廃業との届出	10万	53条2号
	29	1 登録の取消し等における解体工事の措置	20万	51条2号
	31	技術管理者の設置	20万	51条3号
	33	標識の掲示	10万	53条3号
	34	帳簿	10万	53条4号
	35	1 事業停止命令	懲役1年・50万	48条3号
	37	1 報告の徴収	20万	51条4号
		1 立ち入り検査	20万	51条5号
第6章 雑則	42	報告の徴収	20万	51条4号
	43	1 立ち入り検査	20万	51条6号

■ は過料です

10 建設リサイクル法関係窓口のご案内

(1) 届出書等の提出、相談など

- 解体、新築等を行う建築物の床面積の合計が 10,000 m²を超える建築物、知事の許可を要する工作物に関するもの
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 電話 03(5388)3372 (直通)
- 解体、新築等を行う建築物の床面積の合計が 10,000 m²以下の建築物、知事の許可を要しない工作物に関するもの
江戸川区都市開発部建築指導課調査係 電話 03(5662)1104 (直通)
- 土木工事に関するもの
江戸川区土木部計画調整課調整係 電話 03(5662)1885 (直通)
- 様式のダウンロード など
「江戸川区 申請書ダウンロード まちづくり・都市計画」

URL <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/kuseijoho/denshi/download/toshikeikaku/index.html>

(2) 建設業の許可・解体工事業の登録 など

- 解体工事業の登録に関すること
東京都都市整備局市街地建築部建設業課 電話 03(5388)3351 (直通)
- 建設業の許可に関すること
東京都都市整備局市街地建築部建設業課 電話 03(5388)3353 (直通)
- 再資源化、産業廃棄物の処理になどに関すること
東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課 電話 03(5388)3586 (直通)

(3) 建設リサイクル法の概要 など

- 建設リサイクル法に関する問い合わせ
東京都都市整備局広域調整課 電話 03(5388)3231 (直通)
「東京都都市整備局のホームページ」
URL <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html>
- 建設リサイクル関係法令全文 など
「国土交通省のリサイクルホームページ」

URL <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>

編集・発行

江戸川区都市開発部建築指導課調査係

〒132-8501 東京都江戸川区中央1丁目4番1号

電話03(5662)1104(直通)